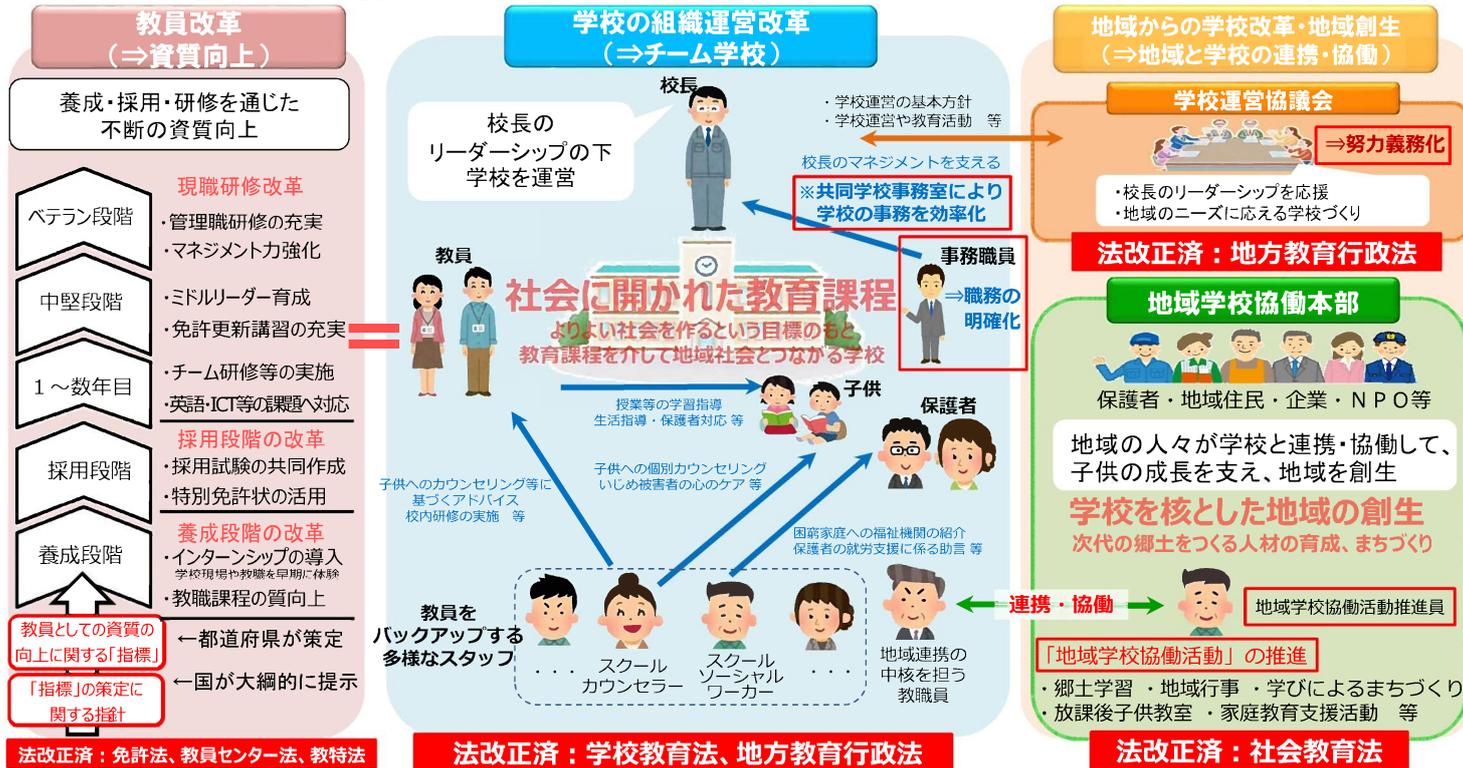


「次世代の学校・地域」創生プラン (平成28年1月 文部科学大臣決定) の実現に向けて

中教審答申③←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申②←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申①←教育再生実行会議第6次提言



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済：義務標準法等

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現

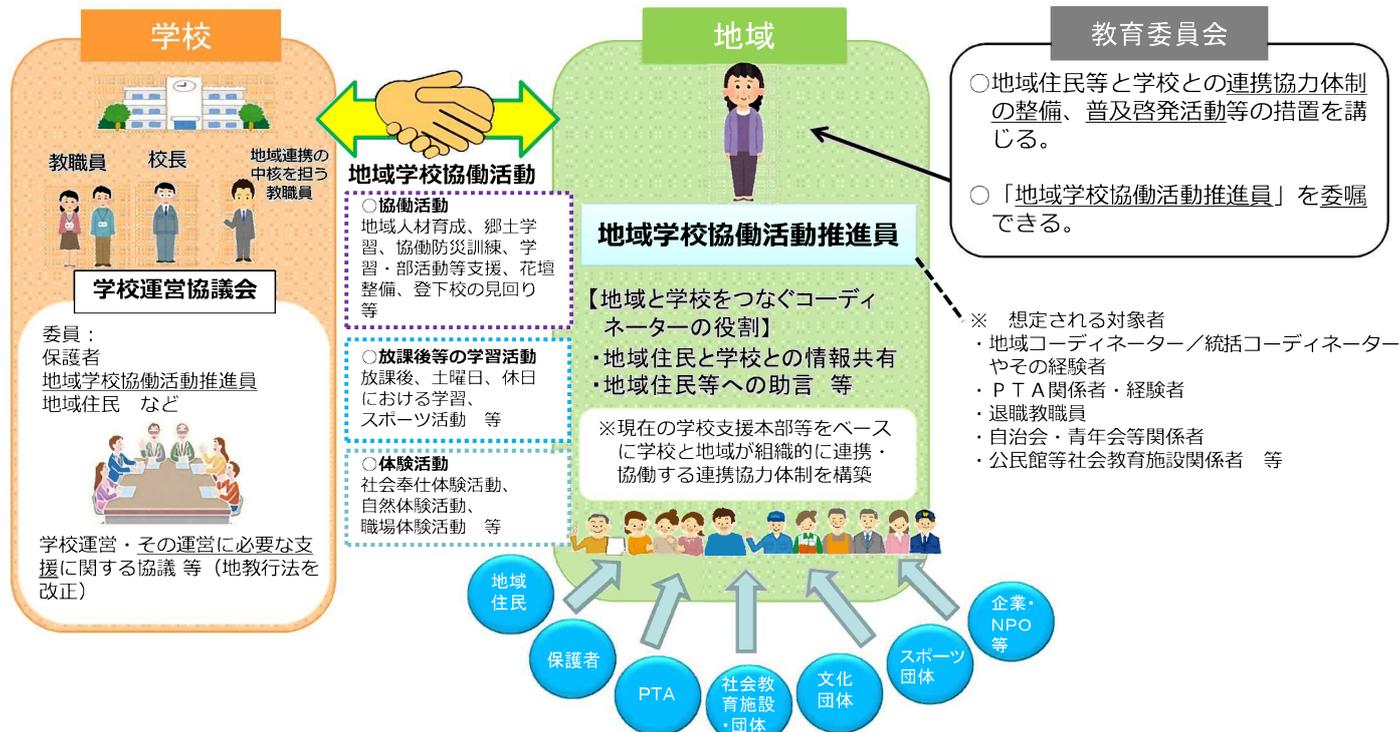
地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

改正の概要

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。

これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域学校協働活動のイメージ>



第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二 (略)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十六～十九 (略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

5

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

一～五(略)

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(参考)社会教育法改正に関するQ&A

社会教育法の改正に関して、下記ウェブサイトにも各条文ごとに主なQ&Aを記載。今後随時更新。

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/kyodo/law.html#container>

1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

(1) これまでの経緯・背景等

- ◆ 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠。
- ◆ 今後、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(中教審答申)

これからの教育課程の理念

「**社会に開かれた教育課程**」の実現(抄)

- ③ 教育課程の実施に当たって、**地域の人的・物的資源を活用**したり、放課後や土曜日等を活用した**社会教育との連携を図ったりし**、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを**社会と共有・連携**しながら実現させること。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(中教審答申)

主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(抄)

- ② 子供同士の協働、教職員や**地域の人との対話**、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面(抄)

- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、**地域等の外部の資源も含めて活用**しながら効果的に組み合わせること。

第10章 実施するために何が必要か～学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策～

3. 社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施

- 学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や**地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等とともに、**地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動(地域学校協働活動)**を進めながら、**学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図る**ことが大切。**

1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

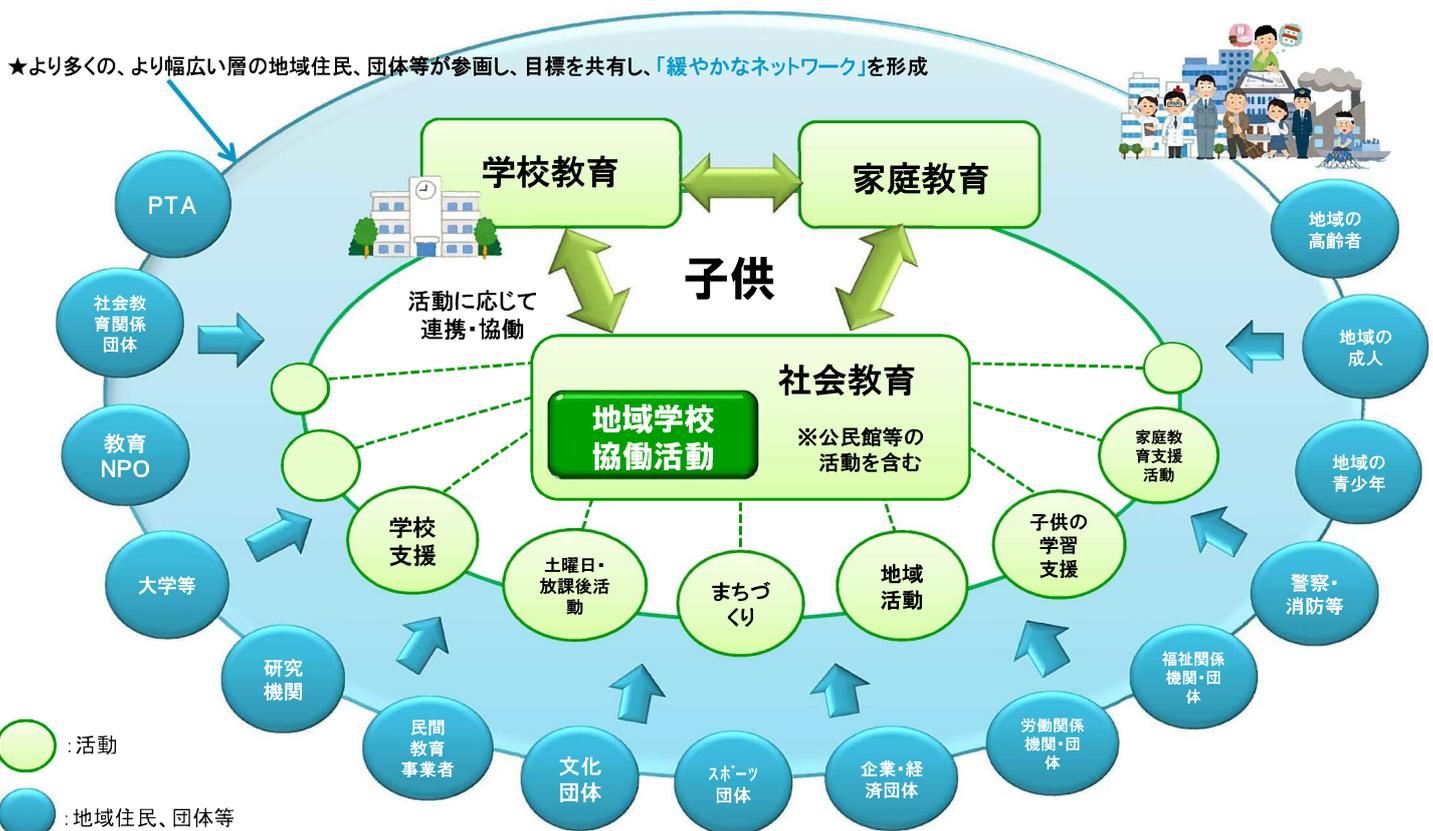
(2) 地域学校協働活動について

- ◆ 「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- ◆ 地域学校協働活動は、子供たちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子供、学校、地域それぞれに対して様々な効果が期待できる。

11

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



12

1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

(3) 地域学校協働本部について

◆ 「地域学校協働本部」とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

◆ その整備にあたっては、従来の学校支援地域本部等を基盤とし、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、

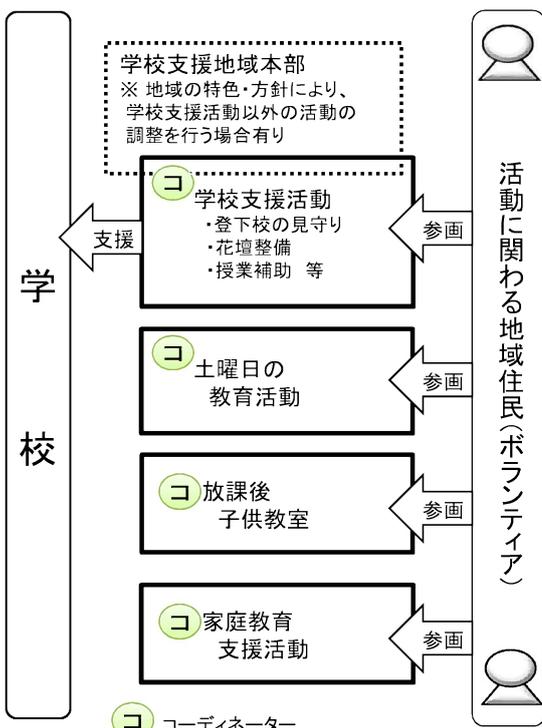
- ① コーディネート機能
 - ② 多様な活動
 - ③ 継続的な活動
- の3要素を必須とすることが重要。

今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方 ～目指すべきイメージ～

現在

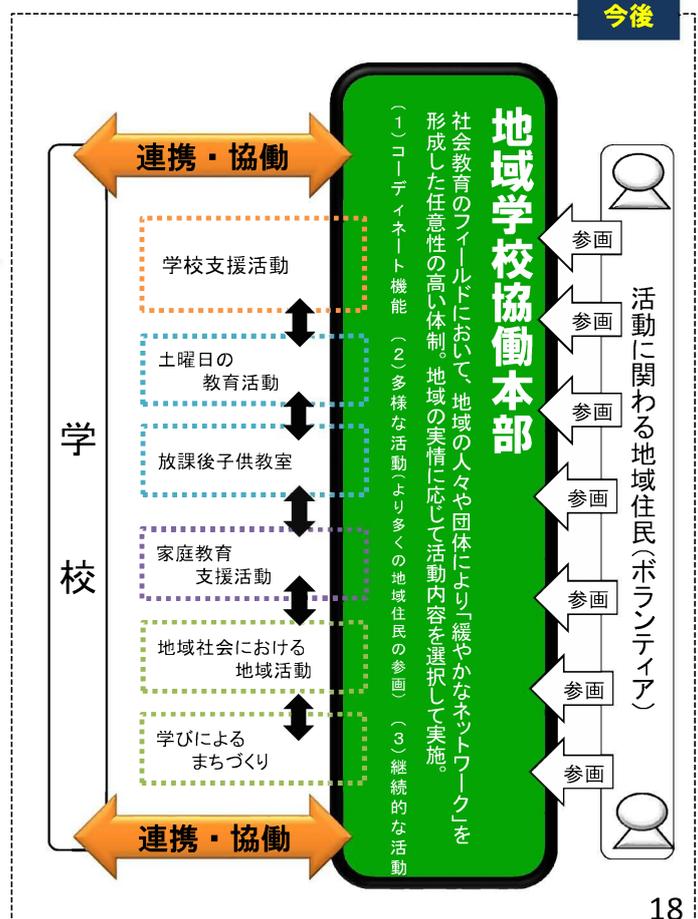
【これまでの課題】

- ・それぞれの活動ごとにコーディネートがなされ、必ずしも横の連携が十分でない。
- ・コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制がとられていない場合も多い。



・ **コーディネート機能の充実**
 ・ **個別の活動の総合化・ネットワーク化**
 ・ 「**支援**」から「**連携・協働**」へ

今後



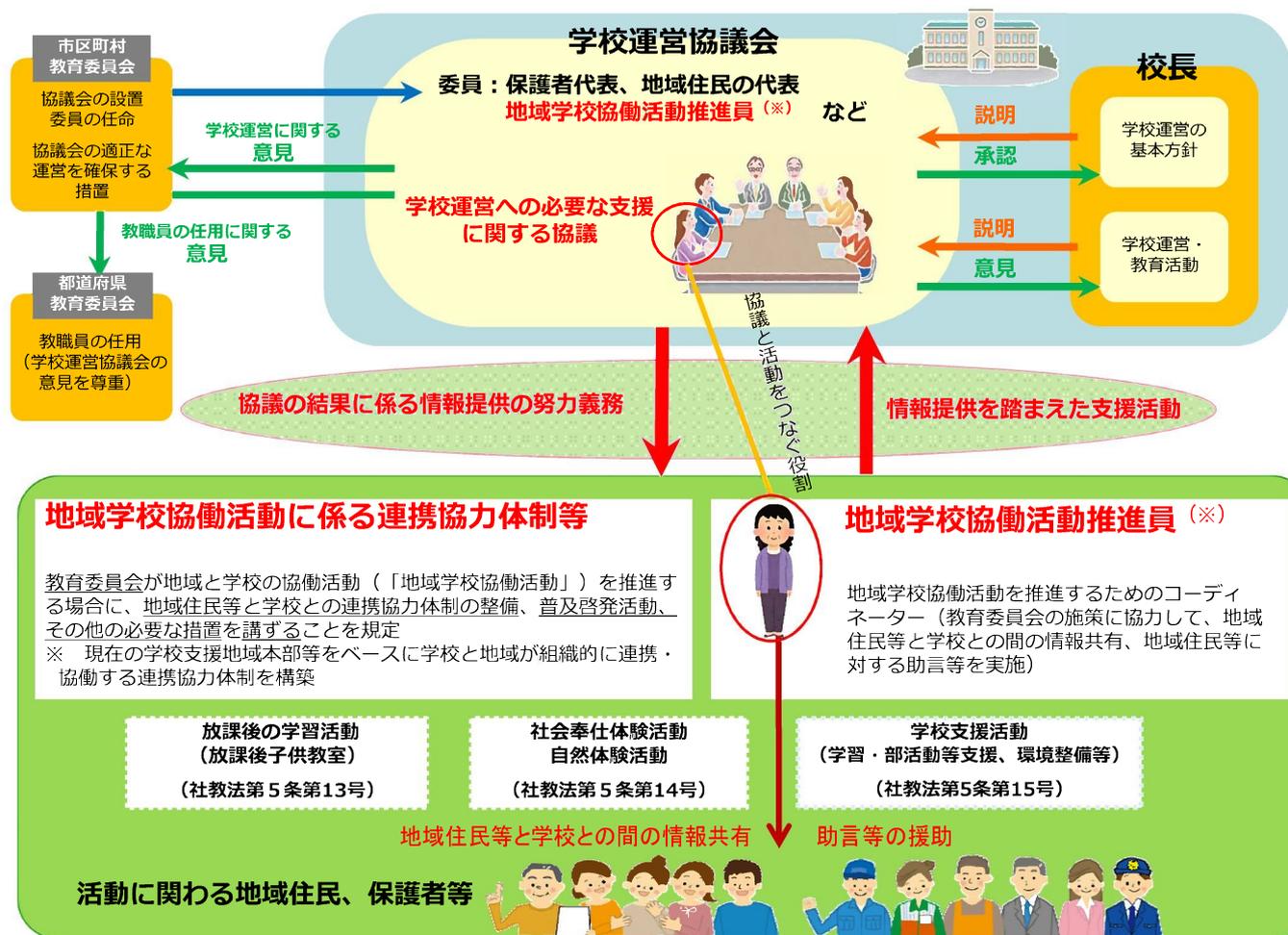
3. 地域学校協働本部の整備

(4) 学校運営協議会との効果的な連携

- ◆ 地域学校協働本部と学校運営協議会（地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組み）の双方が機能し、地域住民等の意見を学校運営に反映させながら、子供たちの成長を支える活動の活性化につながるなど、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待される。
- ◆ 教育委員会においては、それぞれの地域や学校の特色・実情を踏まえつつ、それぞれの整備を促進するとともに、双方が整備されている場合には、地域学校協働本部の中核となる地域学校協働活動推進員が、学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、双方の情報共有を図り、連携を強化していくことが重要。

33

学校運営協議会と地域学校協働活動の関係



34

4. コーディネート機能の強化

(1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

- ◆ 地域学校協働活動の推進には、地域住民等や学校関係者との連絡調整、地域ボランティアの確保、活動の企画・調整等を担う地域学校協働活動推進員の役割が非常に重要。このため、教育委員会は、推進員に求められる資質・能力を明確にし、適切な人材を確保することが重要。
- ◆ 教育委員会は地域学校協働活動推進員の委嘱を文書で行うとともに、その責任や役割、活動に当たっての注意事項、ルール等を事務連絡やガイドブック等で示すことなどにより、推進員が自らの責任や役割を認識できるようにすることが重要。
- ◆ 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上のため、教育委員会は推進員の発掘・育成・機能強化を計画的に進め、対象者の経験・役割に応じた研修等を実施することが重要。

35

4. コーディネート機能の強化

(1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

① 地域学校協働活動推進員の役割、望まれる資質・能力

- 既に地域コーディネーターや統括コーディネーターが活動されている場合は、社会教育法改正の趣旨を踏まえ、円滑かつ効果的に地域学校協働活動が推進されるよう、できるだけ速やかに地域学校協働活動推進員制度の活用について検討していただくことが望まれます。
- 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力としては、主に以下のようなものが考えられますが、教育委員会は、地域や学校の特色や実情に応じて、推進員に求められる資質・能力を明確にして、適切な人材を確保していくことが重要です。
 - ・ 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
 - ・ 地域学校協働活動への深い関心と理解がある
 - ・ 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
 - ・ 学校の実情や教育方針への理解がある
 - ・ 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができる
 - ・ コミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
 - ・ 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

36

4. コーディネート機能の強化

(1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

② 地域学校協働活動推進員の候補、発掘

○ 教育委員会は、①のように、地域学校協働活動推進員に期待する役割や求められる資質・能力を明確にした上で、対象となる学校の校長等に推薦してもらうことなどにより、地域の適切な人材を探していくことが重要です。推進員の候補となる人材としては、例えば、以下のような方々が考えられます。

- ・ これまでのコーディネーターやその経験者
- ・ 地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・ PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・ 退職した校長や教職員
- ・ 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・ 地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者 等

37

4. コーディネート機能の強化

(1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

③ 地域学校協働活動推進員の処遇等

○ 地域学校協働活動を効果的かつ円滑に行うには、教育委員会、学校、地域学校協働活動推進員等の関係者の役割分担や責任等について明確にし、関係者間の共通理解を図りながら進めていく必要があります。そのためには、教育委員会が推進員の委嘱を文書で行い、その処遇や役割等を明確に示し、推進員が自らの責任や役割について認識できるようにすることが重要です。

○ また、教育委員会は、地域学校協働活動推進員の責任や役割、活動に当たっての注意事項、ルール等を地域学校協働活動の対象となる学校に対する事務連絡やガイドブック等で示すなどの対応も考えられます。

○ なお、教育委員会が委嘱を行う際には、守秘義務の順守及び子供たちの安全・健康面や学校の教職員の負担への配慮等について示し、順守すべき事項に反するなどの不適切な行為を行った地域学校協働活動推進員には、委嘱の解除を含めて適切に対応するなど、推進員の業務の状況について、教育委員会が把握し対応できるようにすることが重要です。

38

5. 多様な活動の推進

(3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校等の特性を踏まえた取組の推進
それぞれの学校種の特色を活かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、地域と学校の連携・協働を推進していくことが重要。

- 幼稚園等において、地域住民等とも協力しながら、幼児が積極的に活動できるような環境をつくることはとても意義のあることです。幼稚園等を対象とした地域学校協働活動の推進は、例えば、地域との協働による園庭の環境整備、体験活動の充実、親子参加型プログラムの実施、小学校と連携した取組などが考えられます。
- 高等学校を対象として地域学校協働活動を実施する場合は、キャリア教育を推進する観点からも、特に、学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、地域人材育成、ボランティア活動といった社会参画型の活動を充実していくことが重要です。
- 特別支援学校や特別支援学級に通う子供たちを対象として地域学校協働活動を推進する場合においても、次期学習指導要領の改訂において重要とされている「生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」を育成する観点からも、特に、地域での体験的な学習、職場体験学習、ボランティア活動といった社会参画型の活動を充実し、子供たちに社会と接点を持つ意味などを具体的に学ばせていくことが重要です。

43

6. 多様な活動の推進

(1) 持続可能な地域学校協働活動に向けて

◆ 地域学校協働活動は、地域の教育力の充実や地域活性化・地域づくりにもつながることが期待され、教育委員会は計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）というPDCAサイクルを構築し、長期的な視点に立った財源確保などにより持続可能な地域学校協働活動の実施を推進することが重要。

(2) 継続的な地域住民の参画の推進

◆ 教育委員会は幅広い地域住民等が地域学校協働活動を理解し、活動に積極的に参画いただけるよう、年代層に応じた情報提供・啓発、地域に根差した団体や組織への働きかけ、保護者やPTAとの連携、大学生、卒業生や退職教職員等の参画を推進することが重要。

44

6. 多様な活動の推進

(3) 社会教育の成果の活用

- ◆ 地域住民の学びを推進し、その成果の還元として、地域と学校の連携・協働を通じた地域住民の社会参画を促進することは、持続可能な地域社会の構築にもつながる。
- ◆ 教育委員会においては、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等をはじめとする地域における社会教育体制の基盤を整備し、地域における社会教育の充実を図り、その学習成果を活用して地域学校協働活動に参画する仕組みを構築することにより、学びと社会参画の好循環を促進していくことが期待される。